



流情個審答申第1号
平成27年5月28日

流山市長 井崎 義治 様

流山市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 井 康 晴



流山市個人情報保護条例の一部改正案について（答申）

平成27年5月13日付け、流総第19号で貴職から諮問のあった流山市個人情報保護条例の一部改正案については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行に伴い、番号法が地方公共団体に対し求める、番号法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）等により行政機関等の長等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえた必要な措置として、流山市が保有する特定個人情報の適正な取扱いの確保並びにその開示、訂正、利用の停止等を実施するための措置を定めようとするものであり、流山市における特定個人情報の目的外利用、提供の制限並びに開示、訂正及び利用停止請求に係る措置について、行政機関個人情報保護法による措置と同等の措置が執られていることを当審査会において確認することができました。

したがって、諮問のあった流山市個人情報保護条例の一部改正案は、適当なものと認められます。

なお、番号法の制定過程における個人番号の有用性の高さに起因する種々の懸念に適切に対応するため、個人情報の適正な保護のためのこれまで以上の取組の必要性について付言いたします。